

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

訓 令	ページ
○京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令	(国際課) 787
告 示	
○京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示の一部改正	(会計課) 788
○随意契約の相手方の決定	(情報政策課) ♪
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(山城北保健所) ♪
○保安林の指定	(京都林務事務所) 789
○京都府森林の適正な管理に関する条例に基づく要適正管理森林の指定	(丹後広域振興局) ♪
○道路の区域変更	(丹後土木事務所) ♪
○道路の供用開始	(♪) ♪

公 告	
○水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定	(環境管理課) 790
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局) 792
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要	(南丹広域振興局、中丹広域振興局) 793
○道路の位置の指定	(丹後土木事務所) ♪
教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	794
正 誤	
○令和4年9月30日付け京都府公報号外第38号中	797

訓 令

京都府訓令第9号

本 庁
地方機関

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

京都府地方機関処務規程(昭和30年京都府訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中イを削り、ウをイとし、エからトまでをウからテまでとし、同号ナ中「聴取」を「徴収」に改め、同号中ナをととし、ニからヨまでをナからユまでとし、同条第9号を次のように改める。

(9) 京都府旅券事務所の長

ア 旅券法第3条第1項の規定による発給の申請の経由

イ 旅券法第3条第1項ただし書(同法第9条第3項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による直接外務大臣に提出する必要があることの認定

ウ 旅券法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実を確認するため特に必要があることの認定

エ 旅券法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定

オ 旅券法第3条第3項(同法第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請者の確認及び書類の提示又は提出の請求

カ 旅券法第8条第1項(同法第9条第3項、第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付

キ 旅券法第8条第2項の規定による一般旅券の交付

ク 旅券法第9条第1項の規定による渡航先の追加の申請の経由

ケ 旅券法第12条第1項の規定による増補の申請の経由

コ 旅券法第17条第1項の規定による届出の経由

サ 旅券法第17条第1項ただし書の規定による直接外務大臣に提出する必要があることの認定

シ 旅券法第17条第3項の規定による届出者の確認

- 及び書類の提示又は提出の請求
- ス 旅券法第19条第5項の規定による返納された旅券の受理
- セ 旅券法第19条第6項の規定による返納すべき旅券の還付
- ソ 旅券法施行令（平成元年政令第122号）第4条第1項の規定による次に掲げる事務
 - (ア) 旅券法第5条の規定による旅券の作成（同法第7条に規定する旅券の電磁的方法による記録を含む。）
 - (イ) 旅券法第9条第1項に規定する旅券への渡航先の追加記載
 - (ウ) 旅券法第10条第3項に規定する旅券の作成
 - (エ) 旅券法第12条第1項に規定する査証欄の増補
 - (オ) 旅券法第14条に規定する書面の交付
 - (カ) 旅券法第19条第4項に規定する書面の交付

附 則

この訓令は、令和4年10月21日から施行する。

告 示

京都府告示第582号

京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示（昭和60年京都府告示第227号）の一部を次のように改正し、令和4年10月21日から施行する。

令和4年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表同富野荘支店の項中「京都府立京都障害者高等技術専門校（城陽市に所在する庁所に限る。）」を削る。



京都府告示第583号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和4年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 業務の名称及び数量
総務事務システムサーバ更新に伴うデータ移行等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府政策企画部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日
令和4年9月27日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
富士電機ITソリューション株式会社京都支店
京都市中京区室町御池下る円福寺町342-1
- 5 契約金額
30,463,400円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号



京都府告示第584号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和4年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
八幡市美濃山荒坂6の2の一部、7の1の一部、7の2の一部、8、9、11の1の一部、11の3の一部、12の2の一部、13の1の一部、13の3の一部、14の1の一部、14の2の一部、67の一部、12の2、14の2に隣接する国有地の一部及び11の3に隣接する国有地の一部、美濃山御毛通16の3の一部、17の2の一部、17の4の一部、17の5の一部、22の1の一部、22の2の一部、63の一部及び16の3に隣接する国有地の一部（次の図に示す部分に限る。）	ふっ素及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。

京都府告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 4 年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林の所在場所
京都市北区雲ヶ畑出谷町314、316、364
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
出谷町314、364（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他に森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府京都林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第586号

京都府森林の適正な管理に関する条例（平成26年京都府条例第33号）第5条第1項の規定により、要適正管理森林を次のとおり指定する。

令和 4 年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定図 次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図は、京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課に備えておく。）

京都府告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年10月21日から令和4年11月4日まで縦覧に供する。

令和 4 年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 宮津養父線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
与謝郡与謝野町字岩屋小字オノ谷1118の12から	前	最小 14.3 最大 14.4	1.1
	後	最小 14.3 最大 14.7	
与謝郡与謝野町字岩屋小字オノ谷1118の5から	前	最小 14.3 最大 14.8	21.2
	後	最小 14.3 最大 15.4	

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年10月21日から令和4年11月4日まで縦覧に供する。

令和 4 年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 宮津養父線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
与謝郡与謝野町字岩屋小字オノ谷1118の12から 与謝郡与謝野町字岩屋小字九兵衛屋敷下1127の2を経て 与謝郡与謝野町字岩屋小字ヤカタ口1129の5まで	令和4年10月21日
与謝郡与謝野町字岩屋小字ヤカタ口1129の5から 与謝郡与謝野町字岩屋小字館7271の1を経て 与謝郡与謝野町字岩屋小字館7271の1まで	

4 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項の規定により、総量削減計画を次のとおり定めた。

令和4年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

総量削減計画（京都府）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定により、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号イに掲げる区域について、令和4年1月24日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

令和6年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度における実績量 (トン/日)*
生活排水	6	7
産業排水	4	5
その他	2	2
合 計	12	13

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度における実績量 (トン/日)*
生活排水	6	7
産業排水	2	2
その他	5	5
合 計	13	14

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 令和元年度における実績量 (トン/日)*
生活排水	0.6	0.7
産業排水	0.3	0.3
その他	0.2	0.2
合 計	1.1	1.1

*端数処理により、各区分の合計は合計値と必ずしも一致しない。

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水処理施設の整備等

瀬戸内海の汚濁負荷量の削減を図るには、事業場等の排水の処理はもとより、都市化に伴い汚濁負荷の要因となっている生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、生活排水について、市町村等と協力しながら、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備及びし尿処理施設の整備を推進するとともに、高度処理化及び適正な施設維持管理等の対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 下水道の整備等

汚濁負荷量の削減において重要な役割を有している下水道については、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、表4に掲げる処理人口を目標に整備を推進する。この目標を達成するため、処理区域の拡大、処理場の増設等により処理能力の増強を推進し、普及率の向上を図るとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

また、窒素又はりんの除去性能の向上を含めた高度処理についても、京都市鳥羽水環境保全センターほか7箇所を実施しており、宇治市東宇治浄化センターほか1箇所においても整備の促進を図るものとする。

さらに、合流式下水道の改善については、京都市において「京都市合流式下水道緊急改善計画」

に基づき引き続き計画的に推進する。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口(千人)	処理人口(千人)
6	2,193	2,138【1,491】

※【 】書きは、高度処理人口を示す(内数)。

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽、農業集落排水施設等の整備を推進する。令和6年度の想定処理人口は表5のとおり。

なお、浄化槽については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、水質汚濁防止法、「京都府浄化槽の設置等に関する要綱」(平成7年策定)、「京都市浄化槽取扱指導要綱」(昭和60年策定)等に基づき、設置並びに清掃、保守点検及び法定検査が適正に行われるよう指導する。

表5 処理形態別汚水処理人口

年度	処理形態	処理人口(千人)
6	浄化槽、農業集落排水施設等	29

ウ し尿処理施設の整備

令和元年度におけるし尿処理施設の処理能力は、1日につき170キロリットルである。下水道の普及等の状況を考慮し、必要な処理能力を維持するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(2) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、汚濁負荷量の削減のために採られた取組とその難易度、原材料の使用の実態、排水処理技術水準の動向、費用対効果、除去率の季節変動等を考慮し、公平性の確保に努めながら、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

特に、新設又は増設の施設については、既設の施設に比べてより高度な排水処理技術の導入が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

また、C c等の値については、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第134号)、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第135号)及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(平成18年環境省告示第136号)により定めることとし、特定の業種については、排水量の規模別等に区分して設定するものとする。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえた対策を講じるとともに、窒素及びりんについては、発生源が多岐にわたることから汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促すことにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 生活排水対策

一般家庭から排出される生活排水の汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)に基づき、住民に対し調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう啓発を図るものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

排水量規模が1日につき30立方メートル以上であって、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例(昭和50年京都府条例第33号)又は京都府環境を守り育てる条例の排水規制の対象となっている事業場等について、立入検査、排出水の調査等を実施し、その結果に基づき、汚濁負荷量削減の指導等を行うものとする。

さらに、その他の事業場等については、排出水の実態等の把握に努め、適正な排水処理、その他汚濁負荷量を削減するために必要な措置を採るよう指導等を行うものとする。

ウ 農地に対する対策

農地に由来する汚濁負荷量の削減のため、「京都府における環境にやさしい農業技術指針」(平成7年策定、平成12年一部追加)等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減等を図るものとする。

エ 畜産排水対策

畜産排水については、汚濁負荷量の削減のため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に基づく「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(令和3年策定)、「京都府環境保全型畜産確立基本方針」(平成7年策定)等に基づき、家畜排せつ物の適正管理のほか、堆肥の高品質化及び広域流通による利用拡大等を推進するものとする。

(4) 教育、啓発等

この総量削減計画の実効を期すためには、事業者及び府民一人ひとりが環境保全に関する認識を持ち、水質汚濁防止のために行動を実践することが必要であり、このため、京都府環境を守り育てる条例等に基づき次の事業等を実践することにより、汚濁負荷量の削減に努めるものとする。

事業者に対して、業界諸団体を通じ、又は各種講習会を開催することにより、この計画の趣旨及び内容について、正しい理解を求め、汚濁負荷量の削減に努めるよう周知徹底を図るものとする。

また、府民に対して、環境月間の事業等を通じ、水質汚濁についての意識の高揚を図るとともに、家

庭でできる対策の実践、河川等へのごみの不法投棄防止等について、関係府県、関係諸団体等の協力を得て、広報活動を展開するものとする。

(5) その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関して必要な事項

ア 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講じるため、公共用水域の水質を監視するほか、効果的な汚濁負荷量の監視体制の整備を図るとともに、事業場等について汚濁負荷量の測定施設等の整備、測定体制の確立等を指導する。

イ 底質環境の改善等

有機物等の堆積する河床底質については、底質汚泥による水質の悪化を防止するため、必要に応じ水環境の改善効果を把握又は影響評価しつつ底質汚泥の除去対策を講じるものとする。

また、河川直接浄化施設の整備、河川の流量確保等の河川環境の改善事業についても、必要に応じ実施するものとする。

ウ 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。

エ 中小企業への助成措置等

中小企業については、環境保全対策を講じていく上で多くの困難を伴うが、本計画の実効性を確保する観点から、公害防止体制の確立、公害防止施設の整備といった対策を実施することができるよう、技術指導をはじめとした支援の充実を図ることとする。

オ 広域的な連携の強化等

環境保全のための対策の実施に当たっては、行政機関、NPO及び民間企業等の地域の多様な主体が、地域の実情に応じ有機的に連携して取り組むことができるよう、適切な仕組みづくり等の推進を図ることとする。



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和4年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
SMFLみらいパートナーズ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
代表取締役 寺田 達朗
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ八幡店
八幡市八幡一ノ坪23番地1ほか
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 大阪市西成区花園南一丁目4番4号 代表取締役 黒松 弘育 ほか10業者	株式会社エイチ・ツー・オー商業開発 大阪市西成区花園南一丁目4番4号 代表取締役 今井 康博 ほか10業者	平 23. 10. 1 ほか	小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の変更のため

2 届出年月日

令和4年9月9日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和4年10月21日から令和5年2月21日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和4年10月21日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

SMFLみらいパートナーズ株式会社
 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
 代表取締役 寺田 達朗

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イズミヤ八幡店
 八幡市八幡一ノ坪23番地1ほか
- (3) 変更の内容

変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	13,000㎡	15,900㎡	令 5. 5. 10	店舗を新たに増設するため
駐車場の位置及び収容台数	1,028台	732台		
駐輪場の位置及び収容台数	986台	144台		

- 2 届出年月日
 令和 4 年 9 月 9 日
- 3 縦覧場所
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
 令和 4 年10月21日から令和 5 年 2 月21日まで
- 5 意見書の提出先
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により京丹波町から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 4 年10月21日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ジュンテンドー京丹波店
 船井郡京丹波町蒲生蒲生野267番1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
 株式会社ジュンテンドー
 益田市遠田町2179番地1
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
 法第 5 条第 1 項の規定による新設の届出

令和 4 年 5 月16日

- 4 意見の概要
 法に基づき新設届出等の内容を周知させるための説明会であった住民からの意見について、真摯に対応されたい。
- 5 縦覧場所
 京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
 令和 4 年10月21日から令和 4 年11月21日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により福知山市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和 4 年10月21日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ジュンテンドー福知山店
 福知山市字新庄小字岡安11番1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
 株式会社ジュンテンドー
 益田市遠田町2179番地1
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定による変更の届出
 令和 4 年 2 月10日
- 4 意見の概要
 特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
 令和 4 年10月21日から令和 4 年11月21日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
 なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 4 年10月21日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
丹第47号	令 4. 10. 13	京都府丹 後土木事 務所	京丹後市峰 山町長岡小 字清五郎下 568の9	m 74.6	最小 5.0 最大 5.0
丹第48号	〃	〃	〃 〃 荒山小 字カイセ 456の1、 457の1	52.7	最小 6.0 最大 6.0

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和4年10月21日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
府立学校における教員用端末設計設定等業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約日から令和5年3月17日まで
- (4) 業務を行う場所
仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1-10
京都産業大学むすびわご館内4階
京都府教育庁指導部ICT教育推進課
電話番号 (075) 414-5693
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
ア 交付期間
令和4年10月21日（金）から令和4年11月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
イ 入手方法
(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育庁指導部ICT教育推進課のホームページ（http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=379）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の4月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者
オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団である者又は暴力団員がその経営に関与している者
(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更

生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和4年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和4年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者であること。

(5) この入札に示した業務を履行することができる能力があること。

5 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアと同じ。

(2) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間内に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法により提出すること。

(3) 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエまで及びキの書類を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し及び定款、個人にあってはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書

エ 営業経歴書

オ 営業実績調査書

カ 取引使用印鑑届

キ 法人にあっては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料の現在高調査書

ク 京都府の競争入札についての確約書

ケ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(4) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 4の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

(イ) 提出書類

原則として、京都府教育庁指導部ICT教育推進課のホームページ（http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/cms/?page_id=379）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和4年11月1日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

9 参加資格に係る変更届

申請書等を提出した者（6の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

(3) 営業所等の名称又は所在地

(4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

(5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のイに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認め

たときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容若しくは数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札書の提出期限、提出先等

(ア) 提出期限

郵送による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から令和4年12月1日（木）まで（必着）

持参による場合は、一般競争入札参加資格確認通知書の受領日から開札時まで持参すること。

(イ) 提出先

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1-10

京都産業大学むすびわざ館3階

京都府教育庁指導部ICT教育推進課長

イ 開札日時

令和4年12月2日（金）午後2時

(2) 入札の方法

ア (1)のアの(ア)の期限までに、(1)のアの(イ)の提出先に、入札書を持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

イ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「府立学校における教員用端末設計設定等業務」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

ア 3に掲げる者及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

- 13 入札保証金
免除する。
- 14 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 15 契約保証金
免除する。
- 16 その他
 - (1) 1 から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 詳細は、入札説明書による。
 - (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- 17 Summary
 - (1) The name and quantity of the service
Designe and settings for Teachers tablets at Kyoto prefectual schools
 - (2) Bidding method
Paper bidding system
 - (3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)
Thursday, December 1, 2022
 - (4) The date, and place for the opening of tender
2:00 PM Friday, December 2, 2022
Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building
3F
1-10, Chudoji Myoubu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 600-8533, Japan
 - (5) For further information
ICT Education Division, Department of Guidance,
Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building
4F
1-10, Chudoji Myoubu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 600-8533, Japan
TEL (075) 414-5693

正 誤

令和 4 年 9 月30日付け京都府公報号外第38号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
23	下から 6	又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に改め、同号工中「の変更」を「又は	及び長期優良住宅維持保全計画の認定」に改め、同号工中「の変更」を「及び